

# 町営緑地公園住宅 駐車場使用者 追加募集要項

## 駐車場使用者追加募集

町営緑地公園住宅駐車場の空区画について、近隣住宅の居住者を対象に貸し出しを行うための追加募集です。

今回も引き続き先着順に申込受付し、使用者を決定いたします。使用者が全体区画数（32区画）に達した時点で、一旦追加募集を中止いたします。ただし、空区画が発生した場合は、追加募集を再開いたします。

また、使用者として決定した場合でも、使用期間等一定の条件が付されます。

## 募集区画数

12区画〔令和8年4月1日現在〕

## 申込受付期間

令和8年4月1日～令和8年4月30日

（土・日・祝日を除く）

【午前の部】午前9時00分～午前12時00分

【午後の部】午後0時45分～午後5時30分

郵送による受付は行いません。

令和8年5月1日～追加募集の終了日

（土・日・祝日を除く）

【午前の部】午前9時00分～午前12時00分

【午後の部】午後0時45分～午後5時00分

※令和8年5月1日から開庁時間が変わります

郵送による受付は行いません。

## 提出書類

申込書に必要事項を記入の上、島本町役場3階都市創造部都市計画課までお持ちください。

島本町 都市創造部 都市計画課

電話 075-962-0360

FAX 075-961-6298

# 目 次

	ページ
1. 申込みから使用まで	1
2. 申込みの無効・失格及び使用許可の取消しについて	3
3. 募集区画一覧表	4
4. 申込資格	5
5. その他参考資料	6

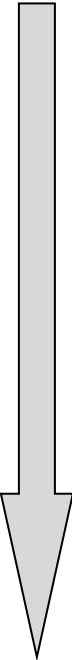
### 「町営緑地公園住宅駐車場使用者追加募集」

- 今回の駐車場使用者の追加募集は、使用許可日から令和9年3月31日までの使用者を先着順に申込受付し、使用者を決定いたします。
- 町営緑地公園住宅駐車場は、町営緑地公園住宅入居者のための共同施設です。今回は、その空区画について行政財産の有効活用の観点から、近隣居住者の皆さんに貸出します。従って、町営緑地公園住宅入居者の使用希望が増大した場合は、使用期間途中においても使用終了していただく場合がございます。
- 使用区画番号の指定は、先着順にお受けいたします。

### 1. 申込みから使用まで

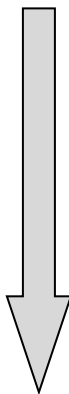
#### 募集要項、申込書の配布及び受付

- 令和8年4月1日から令和8年4月30日（土・日・祝日を除く）  
【配布】9：00～17：30 【受付】9：00～12：00、12：45～17：30
  - 令和8年5月1日から追加募集の終了日（土・日・祝日を除く）  
【配布】9：00～17：00 【受付】9：00～12：00、12：45～17：00
- ※令和8年5月1日から開庁時間が変わります

- 
- ◎申込みは、駐車場使用申込書に必要事項を記入の上、島本町都市創造部都市計画課までお持ちください。郵送による申込みは不可ですので、ご了承ください。
  - ◎申込書に記入漏れ等が発見された場合、再度役場まで来庁の上訂正していただきます。
  - ◎使用者数が全体区画数（32区画）に達した時点で、追加募集を一旦中止いたします。ただし、空区画が発生した場合は、追加募集を再開いたします。（お知らせはホームページのみ。）

### 駐車場使用者決定通知書の交付

申込書の審査終了次第 [申込受付日]



- ◎駐車場使用者決定通知書が交付された後、指定した期日（原則、使用開始日の5日前）までに必要書類と保証金（月額駐車場料金の3か月分）をそろえ、島本町都市創造部都市計画課まで来庁していただきます。
- ◎指定期日までに必要書類の提出のない場合や申込資格要件が欠けていることが判明した場合は、この時点でも失格となります。
- ◎駐車場料金の口座振替利用申込みの手続きを島本町内の金融機関にて行っていただきます。

### 申込資格の最終審査後、駐車場使用者へ駐車場使用許可書の交付

使用期間：使用許可日～令和9年3月31日

「町営住宅入居者の駐車場使用の増加が見込まれる状況になったときは、使用を終了していただく場合もあります。」

「町営住宅入居者の駐車場使用の増加が見込まれないときは、原則毎年度更新することができます。」

## 2. 申込みの無効・失格及び使用許可の取消しについて

### 申込みの無効・失格

次のような場合は、申込みを無効とします。

受付けた後、使用者に決定されたときであっても失格となります。

- ① 申込書に不正の記載があったとき。
- ② 申込資格がないとき。
- ③ 指定された期日までに審査必要書類の提出がないとき。

### 使用許可の取消し

使用開始後、次に該当したときは、使用許可を取り消します。

- ① 駐車場料金を滞納したとき。
- ② 駐車場又はその付帯設備を故意に毀損したとき。
- ③ 駐車場を他の者に貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡すること。
- ④ 駐車場及びその周辺の環境を乱し、又は町営住宅入居者、周辺の住民若しくは駐車場使用者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。

### 3. 募集区画一覧表

#### 町営緑地公園住宅駐車場

所在地：大阪府三島郡島本町山崎二丁目1番25

使用期間：使用許可日から令和9年3月31日まで

募集区画数 (使用者)	駐車場料金 (1区画あたり月額) [使用車両によらず同額]	使用車両 [許可可能な車両]	区画の 寸法
12区画 (R8.4.1現在)	8,000円	普通車又は軽自動車 【2tトラック及び 大型車等は不可】	2.35m × 5m

#### ◆使用者について

- 保証金納入通知書及び口座振替利用申込書を送付いたします。
- 指定した期日（原則、使用開始日の5日前）までに保証金〔駐車場料金の3か月分〕を納付していただきます。
- 申込資格の最終確認及び保証金の納付後、駐車場使用許可書を使用者に発行いたします。
- ◎ 使用期間の終了時点（令和9年3月31日）において、使用条件等特に支障が無いと判断できれば、改めて、駐車場使用許可書を使用者に発行いたします。
- 盗難、事故等により使用車両に損害が生じても、島本町はその責任を一切負わないこととします。

#### 4. 申込資格

町営緑地公園住宅駐車場に応募される方は、次の①から③までの全ての条件を満たしている必要があります。

- ① 申込者本人が、使用募集申込日から使用日まで引き続き、(A)の住所に住民登録されており、かつ、実際に(A)の住所に居住している必要があります。

(A)…地域関連施設整備計画対象区域〔別図（駐車場申込者の対象区域）参照〕

大阪府三島郡島本町東大寺一丁目 若しくは 山崎三丁目 地内

又は

大阪府三島郡島本町山崎二丁目1番2号、1番3号、1番4号若しくは1番5号

#### 添付書類

- 申込者本人の住所が確認できるもの（運転免許証、健康保険証又は住民票の写し）が、申込書の提出時に必要です。

- ② 申込者本人が、自ら使用するための自動車を所有（所有を予定している場合及び所有と同様の事情にある場合を含む。）していること。

#### 添付書類

- 使用予定車両の車検証の写しが、申込書の提出時に必要です。（車両の購入が未だの場合は、使用許可書の交付後でも可。）

- ③ 駐車場の駐車場料金を支払うことができること。

（注）3ページの「申込みの無効・失格」及び「使用許可の取消し」も必ずお読みください。

## 5. その他参考資料

- 駐車場申込者の対象区域【地域関連施設整備計画対象区域】
- 町営緑地公園住宅駐車場配置図【空区画の状況は変動いたしますので、担当へご確認ください】
- 町営緑地公園住宅駐車場使用許可申請書（入居者以外）【記入用紙】
- 町営緑地公園住宅駐車場使用許可申請書（入居者以外）【記入例】